

に於て、頗る新規軸を出したものがあつた。米國に於て有名なる印刷書冊式の圖書目録を有する圖書館には、ボストン、アゼニウム。アスター圖書館。バルチモアのビーボデー、インスチテュート。サーヂョン、ゼネラル圖書館。ピッツブルグのカーネギー圖書館などがある。

Boston Athenaeum. Catalogue of the Library, 1807—1871. 5 vols. by Charles A. Cutter.

Aster Library, New York. Catalogue. 5 vols. New York, 1857—1666 Continuation, 4 vols. Cambridge, 1886—1888.

Peabody Institute, Baltimore, Catalogue of the Library of the Peabody Institute. 5 vols. Baltimore, 1883—1893. Second Catalogue, 8 vols. 1893—1905.

U. S. Surgeon-General's Office. Library. Index-Catalogue of the Library. 16 vols. Washington, 1880—1895. Second series, 18 vols. A—TZ 1896—1913.

Pittsburgh, Carnegie Library. Classified Catalogue, 1895—1902. 3 vols.

Pittsburgh, 1907. 1902—1906, 5 vols. 1907—1908. 1907—1911, 6 vols. 1912—1913.

右の外にブルークリン圖書館とデトロイトの公開圖書館との印刷目録が存するけれども、此等は殊に書冊式目録の缺點を曝露するものであつて、デトロイトの圖書館に於ては、一八八九年に一千一百頁に上る目録を印刷し、一八九四年迄僅々五年間に、また九百頁の増加目録を出さねばならぬ事となり、又更に一八九九年には一八九八年迄の書籍を、八百六十頁の第二増加目録として、印刷せねばならぬ事となつた。之は或一の書物を索引するに、三冊の書物の三の異つた頁を繰らねばならぬといふ不便を證明するものであつて、圖書館利用者の側からも、事務を執る館員の側からも、共に不便を訴へらるゝ事となり、其の結果自然にカード目録が發達する事となつた。カード目録も印刷目録も一得一失、一長一短、利用の方法に於て、到底議論の終結する筈はない。

れども、現今の米國に於ては、先づカード式が書冊式を壓して了つた有様である。

## 二 最近の傾向

抑、このカード目録は、既に十八世紀の頃、佛國に發明せられてあつたのであるけれども、其の事實上の發達は十九世紀である。この方式が一度公にせられてからは、實業方面にも切りに歡迎せられて、現今其の活用せらるゝ範圍の擴大は、今更申す迄も無い。圖書館の發達史上に於ても、近年の一大進歩は、確にこのシステムの應用せられた點に歸する事は疑ない。

扱このカード、カタログ(牌子目録)の行はれた當初は、或カード記入者(カタログガー)が一人で其のカードを取扱ふものと假定して、基本になるカードだけを詳細に記入し、他の参照カードを略記する事が常であつ

た。例へば著者名カードを基本カードとすれば、書名、件名などの目録に用ゐるカードは、略記入をするといふのが、一般の風習であつた。而してこれは同じカードを手で書くにせよ、タイプライターで打つにせよ、其の勞力と時間とは非常なものであるから、これを略するといふ事は至極尤な所がある。けれども、第一この略記入といふ事は、往々間違を生ぜしむる原因であつて、幾萬の圖書の中には、其の記入を略したが爲に、異なる書物が同様に見えるといふ事も起りがちであるし、第二には之を記入する手間は、實に大したものである。而も人間の手の記入とかタイプライティングとかいふものは、如何に注意を拂ひ、又校合を嚴密にしても、必ず間違を生ずるものであると斷言してもよいと思ふ。第三には、かくの如くして出來上つたカードは、之を讀んで利用せんとする閱覽者にとつては、印刷した文字に比して頗る讀み難いものである。以上三は從來の圖書カード目録の缺點ではある。併し書籍目録とし

て、活動の止まぬ今の世に、圖書館に備ふる圖書をアップ、ツ、デートのものまで、見る事が出来るといふ點は、實にこのシステムの特長であつて又公衆に悦ばるゝ美點である。唯、印刷目録は之を展開するに頗る便利であるが、カード目録は要求する所の圖書を得んとするに、時間を要する事と、他には一目して附近のカードを見通す事が出来る事との二點がある。

兎に角、カードカタログも便利の點は尠からぬのであるから、既に現今盛んに使用せられても居るし、右缺點は將來何等かの方法を以て補はれ、益便利なものとなるに相違ない。こゝにその一段の進歩と認むべきはカードを手書する代りに印刷したといふ事である。一八五一年頃から、この印刷カードの説は段々と主張せられて居つたが、最も早くこれを應用したのは、米國であつて、一八七〇年から一九〇〇年までの間に、米國の各圖書館は、館用に印刷カードを使用する事となつた。

これは米國圖書館協會が、卒先して其の出版部に於て印刷カードを發行したのがはじまりで、其後機運は益熟し、遂に一八九九年米國の議院圖書館(ライブラリー、オブ、コンGRESS)が寫本類の印刷カードを出し、次で一九〇一年に至つて、總ての圖書に印刷カードを用ゐる事となり、同時に其印刷カードを、他の圖書館へ賣捌く事となつた。であるから議院圖書館は事實上、北米合衆國の圖書館中央局となつたわけで、其のカードの捌口は、諸外國にも及ぼして、現に我邦にもこれを受入れて居る圖書館がある。

何事も從來の規定を根本的に變更して、數年來の仕事の頭から轉換させ、新しいシステムにするといふ事は、頗る難事である通り、圖書館に於て從來印刷書冊式目録が行はれて居つたものを、一朝にしてカードシステムに、更へてしまふ事は、非常な困難であるけれども、議院圖書館に於ては、一八九九年に八十萬冊の書物をカード式に更へた。而して

其の後年々凡そ三萬冊位の増加率であつたものが、今日では一年に十萬冊位増加する事となつた。かゝる有様を以て見れば、今更に議院圖書館が思ひ切つて、萬難と戦ひ、書冊式目録を打止めにしたといふ事は、實に先見の明があつたといふべきである。

若し右に説いた標準カードの制が擴まつて、世界の何處の圖書館に行つても、同じカードを用ゐて、書物を索引する事が出来るやうになつたならば、嘸便利な事であらう。亞米利加の圖書館界では、此の事は理想としてばかりでなく、此の制度が創始せられた後二十年を出でずして事實となり、更に二十年の後には如何なる僻遠の部落に於ても、此カードが使用せられ、個人も一の書物を購ふ場合に必ずスタンダード、カードを買つて、組込んで置くやうになるに相違ないと主張して居る。但此カードに印刷される書物は、米國出版のものに限るのである。

これを要するに、圖書館界目録編纂の趨勢は、印刷カードに在る。歐

洲大陸には、其の勢力が尙微々たるやうであるが、世界の新勢力地である所の北米の天地に、盛んに行はれつゝあるのであるから、前記米人の言は、強ち無稽のものとも云へぬであらう。我邦に於ても圖書館といへば、直ちにカードを使用して居ると思つて呉れる人も無いではないが、扱又其の反對に、一萬冊ばかりの圖書目録を作るにはどうすねばよいかといふ事を、電話で問合せて來る向もある。又一般にも圖書購入費に對して、之を運用する人物並カード、其の他の備品に、多くの費用を要する事を悦ばぬ傾向もある。幼稚なる圖書館界に向つて印刷カードの事や、ヂクシヨナリー、カタログの事を説くのは、高遠に過ぎて現況に適せざる虞があるかも知れぬが、光輝ある帝國前途の理想の爲には、必ずしも無用の贅言とのみ、いふべきではなからうと思ふ。

## 第七章 書史學の研究と讀書法

## 一 書史學

圖書館の定義に就いては、曩に記した所であるが、その圖書館の取扱ふべき圖書と稱する範圍を定むる事は、頗る困難な事に屬する。今ここにその範圍を

- 一 書きたるもの
- 二 印刷したるもの
- 三 右の二者に關係あるもの

と解釋すれば、畢竟無難であらう。先づ假にこの漠然たる解釋を以て、今日の圖書館が取扱ふべき對象物として見たならば、之を書庫に藏して死物たらしめざる爲には、かなりの手數と知識とを要する事である。マイヤー(Meyer)のレキシコン(Lexikon)には、ビブリオテークウキッセン

シヤット(Bibliothekwissenschaft)といふ一項目を擧げて、その中をビブリオテーク、レーレ(Bibliotheklehre)とビブリオテーク、クンデ(Bibliothekkunde)との二に分けて説明してある。即ち獨逸に於ては、早き以前から、この圖書館に關する學問を名づけて、かくの如く稱へ來つたのである。我邦に於ては、其の發達が近時に屬する爲に、未だこれを以て一の科學と認むる人は尠いやうであるが、精細に其の内容を窺ふ時は、確に「圖書館學」なる名稱を許すに足るべき、豊富な諸點が存するのである。而して其の二大區分の一たる、ビヅリオテーク、クンデと稱ふるものは、圖書館の圖書を閱覽せしむる方法であつて、管理法、目錄法、分類法など、いふものは、之に屬するのである。他の一である所の、ビブリオテーク、レーレの方は、圖書そのものに關する研究を指すので、先づ邦語の書史學に該當するといつて差支がない。

獨逸の學者が解釋する所は、前記の如きものであるが、英國の學者は

又少しく異なつた解義を與へて居る。即ち大英百科全書 (Encyclopedia Britannica) には、ビブリオグラフィキー、エンド、ビブリオロジィー (Bibliography and Bibliology) といふ一項を掲げて、先づ最初に其の字義を説いて居る。英國のこの語は、その昔用ゐた意義とは段々に變化して來た。即ちフェニング氏 (Fenning) の英語辭典 (English dictionary) は西曆一七六一年の出版にかゝるものであるが、この辭典には、ビブリオグラフィアー (Bibliographer) といふ字に

One who writes or copies books.

といふ解釋を附して居る。即ちこの時代には、ビブリオグラフィアー、といふ語は、何でも本を書く人を總稱したものであつたのが、十八世紀の末頃になつて、「圖書に關する事を書く人」といふやうな意味になつた。これは主として佛國の影響を受けたものであつて、佛國に於ては、一七六三年に、ド、ブール (De Bure) といふ人のビブリオグラフィキー、アンストリュ

クチープ (Bibliographie instructive) といふ書物が出版せられたのを嚆矢として、この方面の研究が、かなり隆盛の運に向つた。遂に英國に於ても十九世紀の初期迄には、全く語の意味が變化してしまつて、所謂今日のビブリオグラフィアーの用法が、實現せらるゝ事となつたのである。然らば現今用ゐらるゝこの語の内容は、如何なるものであるかといふに、苟も圖書を好む考古家の趣味をそゝる總てのものを含む事となつて、これを一層具體的に云へば、この語の中に次の四項を含有する事となつた。

印刷の歴史 (History of printing.)

圖書の製本 (Book-binding.)

圖書の挿圖 (Book-illustration.)

圖書の蒐集 (Book-collection.)

けれども、エンサイクロペディア、ブリタニカに擧げた、ビブリオグラフィ

キ、エンドビブリオロジー、といふ兩語の精細なる内容を今少しく學術的に解けば

- 一 The art of examination and collation.
- 二 Description of books.
- 三 Enumeration and arrangement.
- 四 Bibliography of bibliography.

この四項目を擧げる事が出来る。而して第一項 The art of examination and collation といふのは、古書の起原を發見し、疑點に對して考證をなし、若しその圖書にして不完全のものであつたならば、其の不完の點を確實にし、若し完全のものであつたならば、更に初版又は自筆の状態に適合するか否かを究め、その上に眞偽の鑑定をなすべき事などが重要なものである。第二項の Description は所謂「解題」であつて、或一の圖書に就いて、其の歴史を究め、筆寫の上から、印刷の上から、その筆寫、騰寫、出版、など

の様式及年月等、これに附隨する種々の事項を検して

- 第一 書名及著者名を確定する事(筆者、出版者をも含む)
- 第二 圖書の形狀及形式、頁數、活字の種類、紙質、活版の種類、舊藏書印などを檢する事
- 第三 必要なる其の他の事項

この三項を完成すればよいのである

第三項の Enumeration and arrangement といふのは、圖書の内容の細目をよく檢して、これに關する總ての事を研究し、且書物の配列に就いて研究する事柄である。

第四項の Bibliography of bibliography とは、圖書を取扱ふ場合及これを研究する爲に必要な研究をいふので

Heinsuis (Allgemeine Bücherlexikon, 1700—1805. Leipzig, 1812—1817.)

Kayser (Bücher lexikon 1750, &c., Leipzig, 1834, &c.)

などは、この爲に役立つものである。即ち洋の東西を問はず、古寫本、古版本、の目録を製作する事、及これらに關する一般の研究がこれに屬する事となるのである。

右は大英百科全書十一版の記述を畧載したものであるが、要するに「圖書館學」なるものゝ内容は、獨逸も英國も大差はなく、かつ大體斯くの如きものであるといふ事を、知り得ると信ずる。而して、其の一部に屬すべき「書史學」なるものも、大凡の見當は、これを以て知り得たわけである。曩にも度々記述した如く、我邦の如き、固有の文明をそのまゝに永らく傳へて居る國では、殊にこの古書に對する書史學的研究は、趣味の一層深いものがあるので、例へば古書のビブリオグラフィに就いては、その古寫本、古版本、書入本、註釋本、がどの位あるかを攻究し、内容の文句の對比(テキスト、クリチック)に資する所がなくてはならぬ。萬集葉に就いては、「萬集葉書目」「萬集葉書目提要」などの著述があり、なほそ

の後の研究が現今旺んに進みつゝある通り、書史の攻究は決して蔑にべきものではないので、若しこの方向の攻究が進んで居つたならば、「古事類范」とか「廣文庫」とかいふものゝ編纂に、どれだけの便宜を與へ得たであらうか。又一面からは、この種の編著の出づる以前に、わが國の書史學が、もつと發達して居らなければならなかつたのである。一部一部の研究は、今日少しづつ見る所であるが、この方面は從來頗る觀過せられ來つたもので、完全なる文献上の研究は、この學問が進まねば、到底望み難いものである事を、茲に切言する。

## 二 讀書の標準

書史學が發達すると、或一の書物を読む上に、非常な利便を得る。であるから、讀書の新方法としても、必ずその目的とする書物の書史を知る必要がある。讀書百遍意自通とか、又近くは一書の要點を摘む事を

心がけねばならぬとか、といふ事は、千古の眞理として、讀書法の上に、不滅の生命を保つて居るものには違ないが、今日の世にあつては、書物を讀むに當り、先づその書物を手にする迄の考慮を要するといふ事をいひたい。前述の書物の歴史を知るといふ事も、一つの方法であると同時に、こゝに良書の選擇といふ事が出て来る。この良書を選択するといふ事は、昔は何分書物の数が少いのであるから、左程の骨折も要しなかつたのであらうが、今日は然らず、一の問題に就いて研究をする人が、之の記載物(リテラツトル)の凡てを知るといふ事は、又頗る困難の事柄である。然らばどうすれば宜いかといふに、其の手段はどうしても多くの圖書を取扱うて居る所の、圖書館に據るのが最も便利であるといふ事になる。

こゝに於て圖書館は、常にその館に藏する圖書のみではなく、讀者即ち或書物を讀まんとする要求者に對して、その要求を満足せしむる機關を備へ、出来るだけその方法を講じて、需要に應せねばならぬ。我邦に於ては、未だこの種の機關も無く、何等の方法も講せられて居らぬのであるけれども、伯林の圖書通報局(Auskunftsbureau)とか、米國議院圖書館内の參考書目調査部(Division of bibliography)とかいふものは、既に夙くから、この事業を創めて、殊に米國にあつては、圖書館間の圖書を融通する事(Inter-library loan)を、盛んに實行して居る。斯の如き方法が講せられて居れば、或書籍の、今迄は見ることが出来ないと思はれて居たものが、その所在を明かにする事となり、又讀むべき書物を手にする迄に、出来るだけ良書を選むといふ事も出来るのである。

讀書の効果は、更に述ぶる要なき事であるから、如何にせば讀書し得るかといふ問題に對して、書物を手にした後の讀方ではなく、良書を手にする迄の注意を惹いて、こゝに新讀書法と稱したのである。而してこの方法に最も必要な且一般的のものは、圖書目録といふ事である

ことは、今更言ふ迄もない事であると同時に、圖書館が最もその用を爲すものであるといふ事になる。我田引水の論のやうであるけれども、現今頻々として出版さるゝ書物、又は古來から幾百萬冊となく出版せられた書物に對して、苟も眞面目な考慮を爲すといふ場合は、どうしてもこの點に歸着せねばならぬではないか。

かくの如く讀書の範圍を弘め、且之を徹底的のものとする方法手段は、現下の讀書界に於て、緊要缺くべからざる事であるが、それと同時に一方には、多數の書物の中から良書を選択して、これに對する或標準を建てるといふ事が、極めて肝要な事となる。而してその多數の書物のうち、科學に屬するものは、内容の上から餘り雜多なものは出版せられない性質のものであるけれども、文藝的作品即ち小説類は、曩に第二章に於て英米及日本の出版統計を見た場合にも、其の數に於て最も多い

事を知つた。その數に於て優る事は、この小説なるものが一般の國民に、その境遇業務に區別なく、舉つて讀まれ樂まるゝといふ爲である。即ち讀者を最も廣い範圍に有するは、小説の上に出るものはないと云ひ得る。であるから、一方から云へば、一般が批評し得る書物は小説類であつて、その批評は教育的にも純文藝的にも、いろいろと試み得るに違ない。

或一の文藝的作品にして、價值があるとか無いとかいふ事は、時と人との依つて、相當に間違なく評價せられて行く事は事實であるが、自分が讀みたい讀まうと考へる場合には、この時と人とが待てない場合もある。又單に或書物が市場に出でた後、幾何かの時を俟ち、人の評判をのみ當にして、而して後讀まうとする事は、いくちの無い話でもある。

小説は萬人に持囃され耽讀せられ、口々に面白いとか面白くないとか、云はるゝものであるから、一體小説といふものは、如何なるものであ

らうかといふ位の事は、一般も心得て居つてよい事で、殊に任に教育の事にある人士には、極めて必要な事であらうと思はれる。

先づ小説は、何を對象として居るかといへば、それは現實生活である。西洋の話に、或相當に年をとつた主婦が、過去に於て生活上非常な奮闘をなし、社會のあらゆる艱難に耐へて來て、大抵な經驗は嘗め盡して來た人であるに係らず、或時現實生活を描いた小説のあるといふ事を聞いて、一體そんな現實生活といふものなどから、書物が出来るものであるかといつて、非常に驚いたといふ事がある。この婦人と同様に、現實生活といふものを軽く觀て居る人は決して少くないのであが、此れを文藝的作品たらしむるに要する作家の苦心といふものは、非常なものである。現實を描く作家といふ者は、實に千年前から存在してゐて、これを題材として筆を走らせた小説の數は、莫大の數であらうけれども、その中少數を除くものゝ外は、その内容に十分な現實を掴む事が出

來なかつた爲に、皆その場限りに見棄てられてしまつたのである。併し乍ら數多の中には、千年來の永い間愛讀せられて、今もなほ倦かれなない小説が、各國民に無いではない。源氏物語さては古今和歌集、何時如何なる場合にも讀まれ誦されて、實に千古の生命を有するものである事を、吾人は實際眼のあたりに見つゝあるではないか。如何に現代の作家の書いた脚本が面白いとか評判がよいとかいつても、忠臣蔵程の最負を有つて居るものは無からう。シエクスピアの諸作が古來より今日まで、各國の國語に譯せられ、各國の國民に喝采を拍されて居るといふのは、そこに何等かの道理が存して、人にも時にも又場所にも、全く區別なく愛せられるから然るのである。果して然らば、斯の如き文藝的作品は、何が故に然るのであらうといふ事が問題にならねばならぬ。而して吾人は、この問題に解決を與ふる事が出来れば、同時に現在多く出版せらるゝ作品に對して、これを鑑識する一の的確なる標準を得る

事となる。

如何に大家が稱讚した書物であるといつても、苟も讀まんとする人、その人の興味を、全く惹かないものは、讀む必要がない。人々の欲する所は、讀んで興味が深く、而も永久的價値を有する書物を見當るにあるのである。であるから、先づ讀者は、如何なる文藝的作品に對しても、それが必ず或る快感を與へるものでなければならぬ、といふ事を要求し得る権利があると云ひ得る。即ち、次にその快感とは如何なるものであるか、快感の性質を檢べて見る必要が起る。第一には、讀者がそれを讀むに費す時間と努力とに値するだけの、善良なる快感を得る作品であるか否かを觀察する事となる。或書物を讀んで、それが面白いと思つたならば、其の興味は讀者を驅つて、二度三度と同じ書物を繰返して讀ましむる程のものであるか否かといふ事を以て、その書物の價値の批判とする事も、單純ではあるが強ち無價値な標準ではない。これを

第一の標準とすれば、第二には、その書物が善良なる趣味から成つて、かつ教育ある人々の多くによつても、樂まれるものであるかといふ事を考へて、これを標準とする。第三には、その書物の内容を分解して、同種の他の作品に永い生命を與へた智的、情的、及び藝術的性質が在るか否かを、調べて一の標準とする。この三の標準は、實に重要な鑑識法であつて、これを換言すれば、最初には讀者自らの印象に據り、次には大家先覺の批評を參考とし、最後に客觀的の分解を試みて、その書物作品の價値を定めるといふ事になるのである。

所が一時活動寫真界に勢力があつて、低級なる社會を風靡した彼のジゴマの如く、善くても悪くても、只面白いものが面白いのであるといふ傾向がある。實際西洋の或批評家にも、もし今日の一般讀者から正直な告白を求めたならば、必ず高尚な一流の作品ばかりが、興味を與ふるものではない、低級な文學の方が、却つて面白いと、打ち明けるに違な

いと云つて居る人がある。けれども如何にジゴマが小兒達に悦ばれたからというても、それは果してどれだけの間であらう。世上に時々流行する例の卑俗な流行唄の如きものも、別に何等の干渉を爲さずとも、自然と流行しなくなつて、何時の間にか忘れられてしまふ事は、事實である。低級なる文學は、到底永き生命を與へられないものである。即ち只多くの人が面白いと感じたものが面白く、而してそれが必ず優秀な作品であるといふ一派の論者の主張は、決してこれを正當なものであるとは云ひ得ぬ。政治上の詞にある民主々義の多數決を以ては、決して文學上の作品を取扱ふ事が出来ないのである。

要するに文藝品に對する批判といふ事には、どうしても個人的趣味といふものが入つて、嚴正なる科學的判斷を下す事は困難であるから、如何なる法式に依りて批判し、如何なる條件標準に據つてこれをなせば、錯誤を生せぬといふ性質のものではない。只、時と各種の階級の數

多の人々の綜合的趣味とが、天才的作品を選択し得るのみである。

然し只この自然的現象を待つばかりでは、現在の書物を選択し、かつ讀書の標準を定むるわけには行かぬ。曩に述べた三の事項は、以て多少資する所があらうけれども、更に今少しくその内容に入つて詳説して見たいと思ふ。今日の文藝界は、著作者の側も讀者の側も、實に渾沌たる有様であつて、種々な團體即ち各異つた理想と主張とが、各自勝手な進路をとつて、その歡樂郷に達せんとしてゐる。教育ある人士に悦ばるゝ作物は、無教育者には歓迎せられず、青年の人々には、その内容に活動とか情操とか色彩とかいふものゝ豊富なものが迎へられ、壯年の者には智的分子の多く含まれて居る闘争とか現實の明かなる表現とかいふ、心理的に分解的なものが悦ばれる。又既に老境に入つた人には活動などといふ分子よりも、冥想がかつたものが迎へられ、ローマンスよりは哲學的分子の多いものが愛讀せられるといふ有様である。

斯くの如く各人相異なる理想を有して、而も各人文藝の歡樂郷に遊ばんとするのであるから、この一々に對してその讀書の標準を示し、多少の參考に資するといふ事は、頗る困難な事柄とならざるを得ない。只ここには極く簡單な一般的標準を示して、如何なる趣味の人、又如何なる階級の人にも、自由に融通の利く容易なる鑑識法を述べる事とする。

先づ最初に文學と名づけられる書籍は、如何なるものであつても、總じてこれを二種類に區分する事が出来る。それは前述した通り、一は生命のあるものと、一は一時的のものである。これに依つて先づ第一に、文學的價値を推度すべき一般的法則は、次の如きものであるといふ事が出来る。

「偉大なる藝術は多數の人に最も永久的な歡樂を與ふるものである。」これを以て一方に讀書の標準とするといふ事になれば、如何なる人も常に能ふ限りの歡樂と裨益とを得る書物でなければ、讀んではなら

ないのかといふ駁論が起るに違ない。けれども少年は少年らしい書物を読むがよいので、傳説的の物語とか、お伽噺とかいふ類は、直接少年の想像力に訴へるものであつて、何等研究とか經驗とかを要する事なく、直ちに理解し得るのであるから、少年少女にはこれらの書物が、最も適當なものであると云ひ得る。扱小兒が十三四歳にもなれば、少しく歴史的のものとか、又は情緒的のものとかいふ方面に入る事が出来るので、餘り教育を受けなかつた青春の男女は、高尚なる文學に入る前に、先づ冒險小説とか、或は比較的感情的の勝つた作品を読むといふ事も、方便としては、決して悪い事では無からうと思はれる。

兎も角も藝術上の興味を得んとするには、やはり知識が最も必要になるのであつて、文學上秀逸の作品即ち最も高遠な作物を理解して、それから快樂を得んとするには、既に是れ迄に會得し理解し來つたものを、一層よく悅樂し得る程度になつて居らなければ駄目である。一方

から云へば、高遠なる藝術に近づかんとするには、夫れ相當の準備が必要であるといふ事になる。この準備とは即ち修養であつて、理解力の強い人は、立派な藝術鑑賞家たるのである。高向な作品を認識するに、最も根本的な標徴は興味そのものであつて、而もこの興味は個人によりて異なりはするけれども、何れも修養を経たものでなければならぬ事は言ふ迄も無い。この修養さへあれば、讀書の標準といふ事に於ても、迷ふ筈はないのであるが、修養ある人ばかりではないから、此等の人々に向つて、多少なりとも参考になり得る標準を示すといふ事は、大切な事柄である。

最も適切であつて、間違の少い批判の標準としては、何事に對しても常に、眞、善、美の三が擔ぎ出される。書物に對しても、

この書物は吾々が讀むに足るべき眞と美と積極的の善を包有するか

といふ事を、先づ第一に考ふる事は、甚だ抽象的ではあるかも知れぬが、最後の間違のないものであるといふ事は言ひ得る。一見迂遠極まる標準のやうではあるが、實に此の眞善美の三は、滔々たる風俗の變遷、時好の轉展に對して、絶對的のものであつて、時にその源泉を回顧するといふ事は、決して無用の事ではない。

なほ一つ最も容易にして、少しく文學を解する人には、誰にでも出来る批評の標準がある。それは判断すべき書物をとつて、同種の他の定評ある書物に比較するといふ事である。

吾人が讀まんとする書物は、時の鑑査を通過した同種の作品の最高價值のあるものと竝んで、どの位のものであるか。

といふ事は、簡單ではあるが、時に應用すべき眞理である事は間違ない。讀書子たるものは、先づ前記の二事項をよく心得て、時に反省回顧する事があつたならば、大なる失敗を招く事は無い。曩にも述べた教育は

個人を基本として、その個性の特長を涵養し完成する事が、最良の方策である事を許さるゝならば、讀書に於ても、個人に適するものを選択し又與へるといふ事が、最良法であるには違ない。けれどもそれでは界限がない事であるから、茲に一般的通則として、前述の二大標準を擧げるのである。

今日の出版界は、何れの國を見ても、小説類の出版が最も多い事實を以て、茲に最も悦ばれ、且同時に最も危険の分子の多いものであるといふ事を特記し、その選擇に就いて多少の考案を廻らすべき事を説き、平凡ながらその標準を示した次第である。要するにこの種の讀書に對して、多少の注意が拂はるゝ事となれば満足である。

## 第八章 圖書館から見た國語

### 一 國民と國語

或外國人が日本人ほど國語に冷淡な國民は稀であると云つたのを、聞いた事がある。國語問題は、明治の初年頃には、一時却て熾に火の手をあげたものであるが、今日は何處を風が吹くのかと思はれる位、此の方面の議論が閉塞してしまつた、と云つても差支あるまい。前島密氏が國語問題に就いて、幕府の當路に建議されたのを筆頭として、明治十年頃には、既に日本語は全然これを排して、悉く英語に換へようとした暴論が起つた程、この問題は激烈に論ぜられた。外人もこれに嘴を出して、或は賛し或は排し、批評と忠告とを送つたものさへあつた。其の後、かなのくわい「ローマ字會」などの起り來る迄、隨分突飛な議論の試みもあつた。けれども兎に角國民の一般が、現今よりは國語問題に對し

て、冷淡では無かつたのではなからうか。言文一致の如きは、其の會が已に目的を達して解散した程ではあるが、まだく國字とか假名遣とかいふ問題に就いては、益其の研究を進め、聲を大にして輿論を喚起し、着々其の目的に向つて進み行かねばならぬのである。今茲に述べんとする要點は、近時漸く世間の注目を惹かんとする圖書館といふものゝ上から、國語の改良研究の必要を説いて、國家隆盛の基を堅めんとする一助とも爲したい希望である。

圖書館と國語問題との關係は、其の微細の點に亘る時は、國語中の國字に最も關係が深くなる次第であるが、全般を觀渡して考へると、必ずしも國語といふ廣い意義に關係せぬ事はない。

先づ國語問題として論せらるゝ重なる内容は、次の數項に歸する。

- (一)語としての國語
- (二)語としての漢語及其の日本化

(三)漢語以外の外國語の日本化

(四)文章としての言文一致と漢字交り文

(五)國字問題

(い)漢字

(ろ)假名及假名遣

(は)ローマ字

等が重なる論點であつて、國語問題の根本的内容である。

勃興せんとする我邦の圖書館と、以上の諸問題との關係交渉は、果して如何なるものがあるであらう。

右の(一)に掲げた、語としての國語の改良と研究とは、圖書館の上からは、一層の進歩を要求して目録編纂の上に、多大の便宜を收めねばならぬ。今日の圖書館に用ゐる圖書目録は、書名目録と其れを分類したも

のとの二種を普通とする。けれども、これは世の中の進歩と共に、歐米各國が歩んだと同様に、どうしても件名目録の域までは進まねばならぬ。現に吾人はこの目的に向つて邁進して居るのであるけれども、誰も最後には國語の不整理といふ事に落膽せざるを得ない。當事者が國語の不整理の爲に、如何に迷惑を感じつゝあるかは、茲に例を擧げる迄もない事であるが、シノニムスの多い事は他國に到底見る事が出来ぬ程であつて、「婦人」「女」「女子」一々音を異にして居るではないか。かくの如き多くの同意語に對して、一々参照を附する事は、到底目録のよくなし得ざる所であつて、從來長き習慣とはいへ、漢語其他の耳を以てのみ理解する事の出来ぬ者を、何とかして整理したいものである。圖書館の國語に對する交渉は、實に頻繁のものであるから、公衆一般を相手とする圖書としての見地から、國語そのものの整理を要求する價值は、實に大なるものがある。

(二)の漢語に關しては、普通に國語問題の一部として、教育的連絡を論ぜらるゝ事項と、圖書館としての立場からする漢字問題とは、自ら差別がある。但漢語を和讀する場合の論は、教育的にも圖書館的にも、將來の問題として、大に改良進歩を促す事、國語そのものゝ場合と同様であるが、圖書館にあつては、單に將來のみを望む事を許されぬ點がある。圖書館は知識の寶庫であると同時に、過去文明の保存者たる立場にもあらねばならぬ。であるから漢語及其の日本化したる跡は、今日の研究よりも層一層の精細なる攻究を遂げて、永遠に保存の方法を講じ、後世の學者をして、材料の缺乏に嗟歎せしめざるを要すると共に、或方法を以て、語そのものを、ありの儘に保存し行かねばならぬ。即ちこの點に於ては、大に保守主義を執るのが肝要である。往年假名遣が改良せられんとした時、反對の有力なる一に、若し假名遣が古來のものゝ變動を來せば、在來の國民精神を養ふべき古典が讀めなくなるといふ

論があつた。これに對しては十分に圖書館が活動を要すべき事で、假令假名遣が改變せらるゝとも、國民は自由に古典の如何を知り得る方法を講せねばならぬ。圖書館は實にかゝる場合にも、其の效用を認めらるゝのである。なほ圖書館自身としても、過去の語を研究して置く事及これに對する用意をなす事は、非常に必要な事件で、圖書館員たるものは、現在に於て過去の語、過去の文字に就いては、十分の注意を拂つて居らねばならぬ。況して一旦國語が改良せられた曉に、過去の國語を保存して學者の研究に應じ、國民に不自由を感せしめぬ心掛は、更に重大の責務である。

(三)の外國語の日本化に就いては、漢語の如くその歴史が古くないから、これは過去の問題といふよりも、寧ろ現在及將來の問題であつて、圖書館としては、其の本務として、これに嘴を入るゝ必要がないけれども、只外來語が圖書館と大なる關係を生ずるに至る點は、外國語を國字を

以て書きあらはす場合にある。さればこの問題は、次々に述べんとする所の國字問題の項に、その全部を譲る事とする。

(四)の文章に關する事も、圖書館と全然無關係であるといふ理ではないが、國字問題の如く、今日直接痛痒を感ずる程のものではない。けれども、國家の隆盛と教育の普及とを願ふ者は、誰もこの問題を等閑にするものが無いと同時に、公衆を相手とする圖書館の立場から見ても、我邦の文體が整理せられ、現今に見るが如き種々雑多なものを受付けなくなつた曉には、如何に幸福を感ずる事であらう。言文一致體即ち口語文の發達は、明治文學史及文明史に特筆大書すべき、國家的大進歩である。これが爲に學童は、どれ程便益を得たであらう。一般國民の思想發表上に、どれ程困難を排し得た事であらう。然し、未だ日本の文章の改良及統一は、多くの論すべく究むべき問題を殘してあるので、將來益この方面に力を效さねばならぬ。たとへ言文一致が成功したとはい

へ、其の實用に就いては、多くの研究の餘地を見出す事が出来る。今日の有様に於ては、到底、圖書館として満足を表する譯には行かぬ。愈斯道研究者の奮勵を促して、圖書館は一刻も早く、其の恩惠に浴したいものである。

## 二 事實上の問題

扱吾人は、茲に最も重大なる(五)國字問題と圖書館との事に到着した。吾輩圖書館に従事する者が、一時も此問題に關係の無いといふ時は無く、國字の問題に、種々の感想を惹起す事、他の何れの問題よりも甚しい。(い)漢字 漢學排斥、漢字節減論などが、餘りに急激に且猛烈に論せられた反動か、近時は漢學復興の聲が高く、漢字の字畫を誤るとか、略字を書くとかいふ問題が、教育上は勿論、世間一般にもやかましくなつた。漢字節減論が、矢野文雄、福澤諭吉等の諸先輩によつて、切りに稱へられ

た時代、又それから一步を進めて漢字全廢論、即ち「かなのくわい」の主張が歡迎せられて、多くの賛成者や會員を有して居た頃には、漢字を粗末に取扱ふ風習を生じて、此會の主張の本旨ではなかつたが、畫の違つた文字、略字又は熟字の變なものが、一向何とも思はれない傾向を生じた。漢字節減論は、幾分か其の功を成したであらうが、遂に「かなのくわい」の主張が實行せらるゝ迄には、致らなかつた。今日漢字全廢論の、言ふべくして行ひ難きは、多數識者の認むる所で、先づ日本語が根本的に研究せられ整理せられた曉を待たねばならぬ。他にローマ字、新國字などの運動も、あるけれども、現今の圖書館の立場としては、漢字を使用する以上、何處までも正しき文字を用ゐるといふ事を基本とし、圖書館員は漢字に對する正確な知識を具へねばならぬ。若し將來漢字が全廢になつた曉を考へても、既に前項に記述した通り、過去の漢字に對しては、圖書館の内容に、十分な材料を保存し、何時でもその研究に資する準

備を整へて居らねばならぬ。

翻つて、漢字全廢論、漢字節減論が圖書館に如何なる利害を及すかと云ふ問題に至れば、圖書館は教育に密接なる關係を有するといふ根本から、直ちに答ふる事が出来る。漢字全廢は暫く措き、漢字節減の事は、既に今日世の中に認められて、事實に現はれて、國民一般に歓迎せられて居ると見て、差支がないのであるから、圖書館としての希望も、自然明瞭な譯である。明治の初年と、明治の終との世の中に使用せられし漢字數を比較すれば、數字上の統計をあぐる迄もなく、その節減せられて居る事は明々白々の事實である。即ち小學校で八家文や文章軌範を讀ませた時代と、今日の小學讀本を課する時代とを比較すれば、直ちに知る事の出来る事實である。圖書館は、なるべく多くの人に、書物を讀ませたいのであるから、讀む文章の文字に、難解のものが、無くなれば無くなる程、悦ばしい事である。

(ろ) 假名及假名遣 圖書館員の態度としては、歴史的の假名、即ち假名字體の變革、及其の種類に通じて置く必要は、云ふ迄もない事であるが、茲に云はんとするは、其の歴史的研究ではなくて、假名使用の方法及効用の擴大問題である。明治以來の假名問題は、國字改良の一部分として論せられ、一階段として實行上に頗る注意を拂はれた。換言すれば漢字を排する事と、ローマ字を採用する事との、中間の便法として、引出された形である。假名の採用に就いては、本居宣長が玉勝間に「皇國の言を、古書どもに、漢文ざまにかけるは、假名といふものなくして、せむかたなく止事を得ざる故なり。今は、かなといふものありて、自由にかかるゝに、それをすて、不自由なる漢文を以て、かかむとするは、いかなるひがごころぞや、とあるに見ても、古人が既に假名採用の意を主張して居た事がわかる。漢字は象形文字である點に特長を有する。又近頃邦文タイプライタ

一が發明せられて、この機械を以て或文章を綴る時は、ローマ字のタイプライターを以て同様の内容ある文章を綴ると、時間の上に差の無い事は勿論、或は一層利便があるといふ事を聞いた。なる程それはさうかも知れぬ。けれどもこのタイプライターの、最も利便を感ぜらるゝ時期は、漢字が節減せられた時期にあるといふは、蓋し當を得た論であらう。以前に「かなのくわい」の主張した、全然假名ばかりを以て、日本人の思想發表の手段とせんとした企は、漢字の美點を忘れた次第で、其の失敗した一因も實に此に在る。漢字にも、もとより美點は大にある。その美點と、表音文字との美點とを比較して、果して日本の將來に何れを採るべきであるか。これは實に重大問題であるけれども、若し圖書館といふ立場のみから云ふ事を許すなれば、根本的に系統とか秩序とかを重んずる圖書館の内容から、字畫索引よりも音順索引の方が好ましいといふ事は、斷言出来る。但今日の假名の状態を以ては、直に之を

圖書館に採用する事の危険を冒す勇氣は、出しにくいことを斷つて置く。

次の假名遣に就いては、國字其のものゝ本領問題とはならぬが、圖書館との關係に於ては、頗る重大なるものがある。假名遣の種類は多いけれども、これを二大別して、歴史的假名遣と表音的假名遣とに分ち、又他の一面の見地から、字音假名遣と國語假名遣とに分つ。歴史的假名遣は、僧契沖の努力によつて、その大體の整頓を得、後世の學者によつて大成せられた。先づ今日までの研究を以て見れば、完全間違の無いものと認められて居るから、圖書館に於ては、目錄、編纂者及閱覽者の爲に、一定してこの假名遣を用ゐるといふ事になつて居れば、それで事は足るのである。けれども茲に活眼を開いて、この假名遣と世の中との關係を考へた時には、果して如何なる感を起すであらう。即ちこの假名遣の美點と缺點とを考察して、國家國民といふ事に思ひ及ぶ時は、實に

誰も襟を正して思を凝らさずには居られまい。

扱これに對して云ふべきは、他の一方である所の表音假名遣の事である。明治三十三年八月小學校令施行規則が發布せられて、假名教育の大改革が行はれた時に、第二號表に於て、長母音をあらはす「う」及「ふ」の代りに、符號「ー」を用ゐる事が發布せられた。これは有名な捧引假名遣であつて、世論は喧々囂々、議論に花が咲いて、遂に四十一年の九月に、文部省は省令を以て、この表は他の表と共に削除してしまはれた。これが表音的假名遣の上の最も顯著な問題であつて、その可否は暫く措き、吾人はこの問題を最後として、其後の研究も、試験も、全く見る事が出来なくなつた事を、頗る残念に思ふ。歴史的の假名遣が善いか、表音的の假名遣が善いかは、大に攻究を要すべき事で、一朝一夕に決定し難いのは云ふ迄も無いが、表音的假名遣の發表手段には、尙多くの種類もあらう。これに對して益新しい試の出でん事を切望する。

今日一般社會上に立つて、有識者と呼ばるゝ人、又専門學者といはるゝ人も、漢字音假名遣を自由に使へる人は、先づ無いと云つても差支ない。漢字音を暗記する事は、多大の時間と勞力とを費した辭書の編纂者さへ、出来ぬと云つて居る。而もこの漢字音を日本の假名に書きあらはす時の、假名の選び方は、頗る根據の乏しいものであつて、太田全齋の説が善いか、本居宣長の説に據るか、恐らく確實なる史的材料を基として、根本的に漢字音の假名遣を研究した人は、今日迄に皆無というてよからうと思はれる。圖書館がこの漢字音を取扱ふ上には、前記通り渾沌たる有様であるから、國語假名遣の場合の如く、確たる標的が無いのに苦しむ上に、假に圖書館の内部の人が、これに通じて居るとしても、外部即ち閱覽者がこれを全く知らぬといふに對して、果して何の役に立つであらうか。これは實に圖書館の立場から困るのみではなく、今日「言海」「辭林」其の他の辭書を、小學生や中學生、又大學生でも難なく用ゐ

得るものは一人も無い。圖書館は一般公衆を相手とする處であるが、この漢字音の教育のない公衆を相手にして、「あう」「おう」「をう」等の差別を立て、目録を作り、カードを組込んで置くのは、實に愚の至と云はねばならぬ。或場合には小學校の生徒よりも、教育程度の低い人を登館者に見出し、又之らの人に特に書物を讀ませたい圖書館が、「小學讀本」を「せ」の部に、「象の話」といふ書物を「ざ」の部に入れて置いたならば、どうであらうか。

或論者は、假名遣を知らぬ國民が悪い。もつと國民の假名遣に對する知識を深めさせねばならぬ。覺えるに困難であるから假名遣を止めるといふのは、よろしくない。とかういふ人もあるが、これは假名教育のみを知つて、國民教育、國運の發展に思ひ及ばぬ偏見といひたい。次にはローマ字の問題が残つた。これに關しては、現在假名よりも、なほ進歩したローマ字を以て、國語を書きあらはさうとする議論と實

行とがある。へボン式、日本式、の細微の點に入るのを止めて、直に圖書館からの觀察を述べよう。ローマ字は現今甚だ微々たる勢力であるが、事實行はれつゝある。實際ローマ字の書物も出版せられる。圖書館は、これらを如何に取扱つたらよいであらうか。吾人はローマ字の書物を以て、これは和書か洋書かと聞かれた事がある。又 *Rigaku*(理學)といふ叢書名を以て出版せられた。

Sindo

Zikken Idengaku

Umino Butsurigaku

といふ書物は洋書ではあるまい。苟も我邦の學術を世界的に認める以上は、決して此等の本を洋書とはいひたくないのである。今日ではローマ字論が未だ勢を得ぬから、圖書館の之に對する處置も一時逃れで済む事であるかも知れぬが、果してこの三の書物を、圖書目録の何れ

の位置に組込むべきものであらうか。若し茲に次の規律を設けて、漢字及假名字を以て印刷又は書寫したものと、ローマ字を以てしたものとに區別して、洋書と漢書の區別を廢してしまへば、その所屬に難が起らぬ。併し普通に洋書と漢書と區別する現今日本の圖書館に於ては、Shindo といふ書物は、その國語たる性質上から、やはり和書の部に加へるが普通であらう。然る場合には、之れを、しに入れるが正當であらうか。この部を加へて、これに入るゝが正當であらうか。これは大局に關係のある問題でないと云はば云へ、圖書館が我邦の學術界にも一の立派な位置を占め、學者の爲にも用ゐられねばならぬものであるらば、此かる問題も一應考へて置く必要はある。吾人はその方法の決定を、こゝに促すの意はないが、以て我邦の國語國字界が、如何に整理を要するかの一例とするに足ると思ふ。

ローマ字の將來は、果してどれだけの勢力を有するかは、未知數であ

つて、到底今日にこれをトする事は出来ぬ。其の利害に關しての詳論は、斯道の熱心家が常に論説して居られる事であるから、茲に説く要はないが、吾人は圖書館に於て、常に洋書と和漢書とを取扱ふ上から見て、洋書の方には一アルハベットの字順が存するのみで、和漢書の方には毎も間違ひ易く、迷ひ易い問題が頻々として、字音の上にはあらはれ來る事を、實驗して居る。慶應義塾圖書館は、和漢書の書名カード目録にも、書名印刷目録にも、A B C 順を用ゐて、書名を一旦悉くローマナイズして、之を配列して居る。十數年來の同館實驗者は、之を以て己の執るべき途と信じ、將來にも繼續する抱負を有する。使用者も亦頗る利便を感じて、何等の不平を洩らすものが無いと聞いて居る。これは確に、日本のローマ字界に對する有力なる實驗であつて、兎も角も斯界に一の好参考となるべきものであらう。其可否は卒に決すべき事柄ではないが、この實行をこゝに記して特に世の中に紹介して置く。

以上論じ來つた國語問題と圖書館との關係、即ち圖書館といふ立脚地から、國語問題を見る時は、學術の發達、教育の普及、國民の教養、國家の強大。これらの爲に、わが國語が益、容易に使用せられる事を、望まずには居られぬ。重ねて云ふ、國民全體がもつと國語に對して、注意を拂ひ、現在の不便を訴へ、益利用の方便に向つて、熱心なる態度にありたい。さすれば讀書による、教養が、一層有功に一層普遍的に行はるゝ筈である。

ふみよめば大和もろこし昔今

よろづの事を知るぞうれしき

書に火に望みは足れり冬ごもり

(宣 長)

(龍 眠)

# 附 録

日本圖書館協會所定和漢書目錄編纂概則

第一 書名

- 一 書名ハ主トシテ卷頭ニ記セルモノヲ取り猥ニ改刪變更スベカラズ
- 二 卷頭ニ書名無キモノハ題簽、見返又ハ扉等ニ記セル書名ノ中最モ適當ト認ムルモノヲ取ルベシ
- 三 頭簽、見返又ハ扉等ニ記セル書名ガ卷頭ノ書名ト異ナルモノ並ニ一書ニシテ異名アルモノハ之ヲ捕註シ必要ニ應ジ更ニ參照ヲ附スベシ
- 四 書名ヲ缺クモノハ新ニ適當ノ名ヲ附シ其不備ナルモノハ之ヲ補正スベシ
- 五 合綴書及獨立ノ書名ヲ有スル附録ハ個々ノ書名ニテ分出スベシ

六 逐次刊行物ノ書名ニシテ順序數ヲ有スルモノハ之ヲ除キタルモノヲ以テ書名トスベシ

第二 著者

一 著者ハ本名ヲ取ルヲ原則トシ若シ該著者ニシテ其著書ニ雅號其他ノ別名ヲ署スルコトアルトキハ之ヲ補註シ必要ニ應ジ更ニ參照ヲ附スベシ但文學藝術ニ關スルモノニ於テハ著者ノ最モ廣ク知ラレタル名ヲ以テ本名ニ代用シ必要ニ應ジ更ニ本名ヨリ參照ヲ附スベシ

二 著者本名ノ一部分ノ明ナラザルモノハ其分明ナル部分ヲ取リ本名全ク分明ナラザルモノハ別名ヲ取ルベシ

三 叢書ハ其編者名ヲ取リ其收ムル所ノ書ハ各其著者名ヲ取ルベシ

四 府、縣、市、町、村、協會其他團體ニ係ルモノハ其團體名ヲ取リ特ニ著者ノ記名アルモノハ其著者名ヲ捕註シ必要ニ應ジ更ニ參照ヲ附スベシ

五 翻譯書、校訂書又ハ註釋書ハ原著者並ニ翻譯者、校訂者又ハ註釋者ヲ合セ取り必要ニ應ジ各之ヲ分出スベシ但本文無キ註釋書ハ原著者ヲ省略スベシ

六 二人ノ合著ニ係ルモノハ二人ヲ取リ三人以上ノ合著ハ最先ノ一人ヲ取リテ某等ト記シ必要ニ應ジ各著者名ヲ分出スベシ著者ノ外國人ナル場合ハ著者名ト共ニ其國籍ヲモ掲グベシ

第三 出版及書寫ニ關スル諸件

書名及著者ノ後ニ左ノ諸件ヲ記スベシ但括弧内ニ記セルモノハ編纂者ノ隨意タルベシ

一 刊本寫本ノ區別

- 二 出版地
  - 三 出版年記
  - 四 版式又ハ書寫ノ種類
  - 五 出版度數
  - 六 卷數及冊數
  - 七 圖書ノ大サ
  - 八 製本ノ種類
  - 九 (出版人)
  - 一〇 (地圖及肖像若クハ本文中ニ包含セラレザル圖書ノ數)
- 第四 目次備考及雜件**
- 一 目次ハ唯其書名ノミニテハ其書ニ記セル事項ヲ解シ難キ場合ニ之ヲ掲グベシ
  - 二 總テ圖書ノ搜索ニ便ナル參照及圖書ノ性質ヲ明瞭ナラシムル

備考ハ必ズ之ヲ附スベシ

三 略語、符號及書式ハ別ニ定ムル所ニ從フベシ

**第五 排列**

- 一 書名其他ノ排列ハ總テ五十音順ニ從フベシ
- 二 書名又ハ著者名ニ二様以上ノ讀方アルモノハ最モ適當ト認ムルモノニヨリテ之ヲ排列シ必要ニ應ジ他ノ讀方ヨリ參照ヲ附スベシ
- 三 冠稱ヲ有スル書名ハ冠稱ノ必要アル場合ヲ除キ總テ本稱ニヨリテ排列スベシ但冠稱ノ取捨一定シ難キモノハ必要ニ應ジ一方ヨリ參照ヲ附スベシ
- 四 同一書ニシテ刊本ト寫本トアルトキハ刊本ヲ先ニスベシ
- 五 同一書ニシテ共ニ刊本ナルトキハ刊年ノ古キモノヲ先ニスベシ

附錄

概則第二ノ註

英、米、佛、唐、宋、清、高麗、朝鮮等ト記入スベシ

概則第三ノ註

二 發行所ノ所在地ヲ記スベシ

四 寫真版、影寫等

八 和裝、洋裝、軸、帖等

九 出版届ノ署名ノ義ニアラズ博文館、三省堂等ノ如ク發行所

名ヲ記スベシ

概則第四ノ三ニ關スルモノ

其一 略語

(甲) 著—著述、著作、撰述、撰者、講述、口授等

(乙) 編—編輯、編纂、輯錄、纂輯、編次等

(丙) 譯—翻譯、譯述等

(丁) 註—標註、傍註、增註、冠註等

(戊) 補—增補

(己) 寫—寫本

(庚) 刊—刊本

其二 符號

(甲) [ ] 文字ヲ補足スル場合

(乙) ( ) 補註ヲナス場合

(丙) ? 疑ヲ示ス場合

(丁) 、 字句ノ斷絶ヲ示ス場合

其三 書式

當分一定ノ書式ヲ定メズ

### 圖書館關係法規

#### ○圖書館令

明治三十二年十一月十一日  
勅令第四百二十九號

明治三十九年勅令第二百七十四號ヲ以テ第六條改正第六條ノ二、  
三四、五、追加同四十二年勅令第二百七十八號ヲ以テ第五條改正

朕圖書館令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

#### 圖書館令

第一條 北海道府縣郡町村北海道及沖繩縣ノ區ヲ含ムニ於テハ圖書ヲ蒐集シ公衆ノ閱覽ニ供セムカ爲圖書館ヲ設置スルコトヲ得

第二條 明治二十六年勅令第三十三號ノ規定ハ圖書館ニ關シ之ヲ準用ス

第三條 私人ハ本令ノ規定ニ依リ圖書館ヲ設置スルコトヲ得

第四條 圖書館ハ公立學校又ハ私立學校ニ附設スルコトヲ得

第五條 圖書館ノ設置廢止ハ其ノ道府縣立ニ係ルモノハ文部大臣、其

ノ他ノ公立ニ係ルモノハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ私立ニ係ルモノハ地方長官ニ開申スベシ

第六條 公立圖書館ニ館長、司書及書記ヲ置クコトヲ得

館長及司書ハ奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケ書記ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク

第六條ノ二 奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長及司書ハ左ノ資格ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

- 一 高等文官ト爲ルノ資格ヲ有スル者
- 二 學位ヲ有シ又ハ官立學校ヲ卒業シ學士ノ稱號ヲ有スル者ニシテ一年以上教育又ハ圖書ニ關スル公務ニ從事シタル者
- 三 三年以上教育又ハ圖書ニ關スル公務ニ從事シ月額四十圓以上ノ俸給ヲ受クル判任文官以上又ハ判任文官待遇以上ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者

第六條ノ三 判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長、司書及書記ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 判任文官ト爲ルノ資格ヲ有スル者

二 三年以上教育又ハ圖書ニ關スル公務ニ從事シタル者

第六條ノ四 奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長及司書ノ任免奏薦及宣行ハ高等官官等俸給令〔第四條及第五條〕ノ例ニ依リ之ヲ行ヒ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル館長、司書及書記ノ任免ハ地方長官之ヲ行フ

第六條ノ五 館長又ハ司書ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ノ、官等配當ハ明治二十五年勅令第三十九號中奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル中學校教諭ノ例ニ依リ館長、司書又ハ書記ニシテ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ノ等級配當ハ同令中中學校助教諭ノ例ニ依ル

第七條 公立圖書館ニ於テハ圖書閱覽料ヲ徵收スルコトヲ得

附 則

第八條 諸學校通則第三條中及小學校令中書籍館及圖書館ニ關スル規定ハ之ヲ廢ス

○圖書館令施行規則

明治四十三年六月三十日文部省令第十八號

圖書館令施行規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

圖書館令施行規則

第一條 圖書館令第五條ニ依リ公立圖書館ヲ設置セントスルトキハ管理者ヨリ左ノ事項ヲ具シ道府縣立圖書館ニ在リテハ文部大臣其ノ他ノ公立圖書館ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

一 名稱

二 位置

- 三 經費及維持ノ方法
- 四 敷地建物ノ坪數及圖面
- 五 開館年月日
- 六 館則

私立圖書館ニ在リテハ設立者ヨリ前項ノ事項ヲ地方長官ニ開申スベシ

第二條 名稱、位置、建物又ハ館則ノ變更ハ道縣立圖書館ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ圖書館ニ在リテハ地方長官ニ開申スベシ

第三條 道府縣立圖書館ノ經費豫算ハ文部大臣ニ其ノ他ノ公立圖書館ノ經費豫算ハ地方長官ニ每會計年度開始前ニ開申スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年文部省第十九號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

○臺灣總督府圖書館規則

大正四年三月五日臺灣總督府圖書館規則

臺灣總督府圖書館規則左ノ通相定ム

臺灣總督府圖書館規則

第一條 臺灣總督府圖書館ハ治ク内外古今ノ圖書ヲ蒐集保存シ及公衆ノ閱覽ニ供スルヲ以テ本旨トス

第二條 圖書館ニ於ケル圖書ノ閱覽時限ハ圖書館長之ヲ定ム

第三條 圖書館ノ定期休館日ハ左ノ如シ

- 一 紀元節、天長節祝日
- 二 臺灣神社例祭日、始政紀念日
- 三 館内掃除日 毎月末日
- 四 曝書期 九月若ハ十月ノ中十日間
- 五 年末年始 十二月二十八日ヨリ翌年一月五日迄

前項ノ外臨時休館ノ必要アルトキハ圖書館長之ヲ定ム

第四條 閱覽人ユシテ本令又ハ圖書館長ノ定メタル規定ニ違背シタルトキハ圖書館長ニ於テ退場ヲ命シ且ツ將來ニ向テ入場ヲ停止若ハ禁止スルコトアルベシ

第五條 閱覽人ニ於テ圖書ヲ亡失汚損シ若ハ破毀シタルトキハ圖書館長ノ指定スル現品若ハ金額ヲ賠償セシムベシ

前項ノ義務ヲ履行セザル間ハ其ノ者ニ圖書ノ閱覽ヲ許サズ

第六條 七年未滿ノ兒童帶醉者又ハ館内ノ風紀若ハ靜肅ヲ害スルノ虞アリト認ムル者ハ入場スルコトヲ許サズ

第七條 圖書ヲ寄贈セムトスル者ハ圖書館長ノ許諾ヲ受クベシ  
前項寄贈圖書ノ受納ハ圖書館長之ヲ取扱フベシ

第八條 圖書ノ保管ヲ圖書館ニ委託セムトスル者アルトキハ圖書館長之ヲ許諾スルコトヲ得

委託圖書カ水火盜難其ノ他不可抗力ニ因リ亡失汚損若ハ破毀シタルトキハ賠償ノ責ニ任セズ

第九條 寄贈圖書及委託圖書ノ運送ニ關スル費用ハ寄贈者又ハ委託者ノ負擔トス但シ時宜ニ依リ圖書館ニ於テ其ノ幾部又ハ全部ヲ支辨スルコトヲ得

第十條 圖書ノ館外携出ハ圖書館長ニ於テ相當ト認ムル者ニ之ヲ許スコトヲ得

第十一條 圖書館長ニ於テ必要ト認ムル官衙公署及學校ニ巡回文庫ヲ回送スルコトヲ得

第十二條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ圖書館長之ヲ定メ臺灣總督ノ認可ヲ受クベシ

附 則

本令ハ第十條及第十一條ヲ除クノ外發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

圖書ノ閱覽開始期日及第十條第十一條ノ施行期日ハ臺灣總督之ヲ告示ス

圖書ノ閱覽料ハ當分ノ内之ヲ徵收セス

### ○圖書館設立ニ關スル注意事項

明治四十三年二月三日文部大臣訓令

#### 各地方長官

曩ニ圖書館令ノ發布セラレシヨリ以來公立私立圖書館ノ設置漸ク多キヲ加フルノ狀アルハ洵ニ喜ブベキ現象ナリトス然レドモ此等圖書館ノ内容ヲ觀察スレバ往々施設未ダ宜シキヲ得ザルモノナキニアラズ依テ茲ニ圖書館ノ施設ニ關シ特ニ注意ヲ要スル事項ヲ掲ゲ以テ大體ノ標準ヲ示サントス

圖書館ノ施設ハ規模ノ大小ニ應シテ取捨斟酌宜シキヲ得ザルベカラス近時各地方ニ於テ設立セラル、通俗圖書館又ハ小學校ニ附設スル圖書館ノ類ハ施設其ノ宜シキヲ得ルトキハ小學校及家庭ノ教育ヲ裨益スル上ニ於テ其効益尠少ニ非ザルベシ而シテ此ノ類ノ圖書館ニ在テハ健全有益ノ圖書ヲ選擇スルコト最肝要ナリトス故ニ成ルベク其ノ施設ヲ簡易ニシ主トシテ力ヲ有益ナル圖書ノ蒐集ニ用ヒシメンコトヲ要ス若シ夫レ相當ノ資力ヲ有シ完全ナル圖書館ヲ設立セントスルモノニ在リテハ地方ノ實況ニ應ジテ成ルベク此標準ニ準據シテ適當ノ施設ヲ爲サシメ以テ十分ノ效果ヲ收メンコトヲ期セシムベシ

#### 圖書館設立ニ關スル注意事項

一 圖書館ハ學術研究ニ資スルト共ニ一般公衆ノ讀書趣味ヲ涵養シ其ノ風尚ヲ高メ其ノ智徳ヲ進ムルノ用ニ供スルモノナレバ圖書館ノ種類目的ニ應ジ適當ニシテ有益ナル書籍ヲ選擇蒐集センコトヲ要ス通俗圖書館ニ在リテハ殊ニ然リトス依テ其ノ蒐集スベキ書籍ハ勿論其ノ寄贈ニ係ルモノ、如キモ一般公衆殊ニ青年兒童ノ閱覽ニ

供スベキ雜誌類ニ就キテハ十分取捨選擇ニ注意シ最健全ニシテ有益ナルモノヲ選ミテ閱覽用ノ書目ヲ調製スベシ

一 數固ノ圖書館ヲ有スル地方ニ於テハ成ルベク毎年各圖書館主任者ノ會議ヲ開キ其ノ閱覽ニ供スベキ圖書ト種目ニ關シ標準ヲ議定スルヲ可トス

一 圖書館ハ單ニ其ノ地方ニ古來存在セル古書類ヲ收容シ又ハ寄贈ヲ受ケテ之ヲ閱覽セシムルニ止マラズ常ニ有益ナル新刊圖書ノ増加ヲ圖リ館内ニ於テ閱覽ニ供スルハ勿論廣ク館外ニ貸出シ稍々規模ノ大ナル圖書館ニアリテハ或ハ分館ヲ設ケ或ハ巡回文庫ノ制ヲ立ツル等成ルベク地方一般ニ書籍ノ供給ヲ圖ランコトヲ要ス

一 圖書館ハ一般公衆ノ知識ヲ進メ修養ニ資スベキハ勿論ナリト雖特ニ學校及家庭ト相待テ教育ノ効果ヲ收ムルコトニ務メ或ハ學校ト聯絡シテ教員ノ學科教授上ニ於ケル參考ニ供シ或ハ家庭ニ對シテ

其ノ子弟ノ閱讀スベキ健全ナル良書ノ標準ヲ示シ以テ子弟ヲシテ幼時ヨリ陋劣ナル書籍ヲ手ニセザルノ習慣ヲ養成セシムベシ

一 圖書館ハ土地ノ情況及讀者ノ種類ニ應ジ適切ナル圖書ノ選擇ヲ爲サルベカラズ例ヘハ工業地ニハ工業ニ商業地ニハ商業ニ農業地ニハ農業ニ關シ各必要ナル圖書ヲ供給スルガ如シ又其ノ所在地方ニ關スル圖書記録類並其ノ地方人士ノ著述ヲ蒐集スルコト最肝要ナリトス

一 圖書館ヲ建設セントスルニ方リテ府縣廳所在地其ノ他ノ稍々大ナル市街地ニ在リテハ其ノ敷地ハ主トシテ交通、風教、衛生ノ諸方面ヨリ觀察シテ最適當ナル場所ヲ選ビ其ノ建築ハ閱覽、管理、衛生上ノ便ヲ圖リ力メテ外觀ノ虚飾ヲ去リ質素堅牢ヲ旨トスベシ而シテ土地ノ情況ニ依リ圖書館ノ敷地ヲ交通ノ便ナル所ニ求メ難キトキハ分館又ハ巡回文庫ノ制ニ依リ其ノ缺點ヲ補足スルヲ可トス

一 圖書館ノ設備ハ概ネ左ノ各號ニ依ルベシ但簡易ナル圖書館並小學校等ニ附設スルモノハ此ノ例ニ依ルコトヲ要セズ

一 圖書館ハ閱覽室、書庫及事務室ヲ區分スルヲ可トス其ノ他地方ノ必要ト經費ノ多少トニ應ジ成ルベク兒童室、婦人室、休憩室、製本室、使丁室等ヲ設クルヲ便トス

二 閱覽室ノ構造ハ主トシテ通風及採光ニ注意スベク書庫ハ成ルベク煉瓦造又ハ土藏造トシ廊下ヲ以テ閱覽室ニ接續セシメ點燈其ノ他必要已ムコトヲ得ザル場合ノ外火氣ヲ其ノ内ニ入レザルヲ可トス書庫ノ天井ト床トノ距離ハ九尺乃至十尺トシ書函ト側壁トノ間隔及書函トノ間隔ハ共ニ約二尺五寸トシテ之ヲ通路ニ充ツルヲ可トス

三 器具ハ閱覽室用卓子、椅子、圖書出納臺、牌子目錄函、辭書臺、貸出目錄函ノ類ニシテ實際ノ必要ニ應ジ成ルベク之ヲ具備スルヲ可トス

四 帳簿目錄類ハ事務用トシテ圖書原簿、函架目錄、事務用牌子目錄、貸出牌子目錄等ニシテ閱覽用トシテ件名目錄、洋書著者名目錄、同分類目錄、和漢書書名目錄、同分類目錄等ニシテ實際ノ必要ニ應ジ成ルベク之ヲ具備スルヲ可トス而シテ目錄類ハ原籍、函架目錄ノ類ヲ除クノ外成ルベク一般ニ牌子式ニ依リ帳簿記入ニ依ラザルヲ便トス

大正六年六月二十日印刷  
大正六年六月廿五日發行

定價金七拾五錢



教育圖書館

著者 植松安

東京府北豐島郡巢鴨村巢鴨宮仲二四三五番地

發行者 目黒甚七

東京市京橋區南傳馬町二丁目五地地

印刷者 渡邊八太郎

東京市牛込區榎町七番地

印刷所 清印刷株式會社

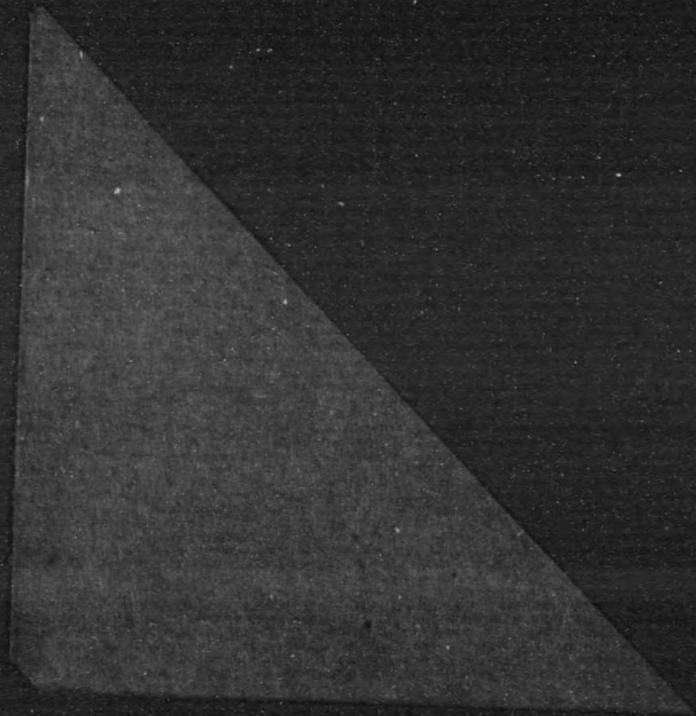
東京市牛込區榎町七番地

發行所

目黒書店

東京市京橋區南傳馬町二丁目(分店)  
東京市京橋區南傳馬町一丁目(分店)  
新瀨縣長岡市表四ノ町(本店)  
電話京橋二一六三番(分店) 電話京橋二七四九番(長岡)  
電話長岡一八番  
振替口座二八〇九番(店) 振替口座二三五七番(岡) 振替口座三六一九番

278  
48



終

